

○交通総合対策室の設置に関する訓令

令和6年3月18日鹿児島県警察本部訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の39第2項の規定に基づき、交通総合対策室（以下「対策室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 対策室においては、鹿児島県警察の組織に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第19条第1号及び第11号、第20条第1号、第21条第1号及び第6号、第22条第1号並びに第23条3号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 自転車その他の小型モビリティ（以下「自転車等」という。）の安全対策に係る企画及び立案に関すること。
- (2) その他交通部交通企画課長が、交通部内の関係所属長と協議の上、定める事項に関すること。

(交通総合対策室長)

第3条 対策室に交通総合対策室長（以下「室長」という。）を置く。

2 室長には、規則第30条に規定する参事官の職にある者をもって充て、警察本部長が任命する。

3 室長は、上司の命を受け、対策室の事務を総括整理し、その任務を遂行するため、部下の職員を指揮監督する。

(交通総合対策官)

第4条 交通総合対策官は、室長の命を受け、対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(係)

第5条 対策室に、その所掌事務を分掌処理するため、交通対策第一係及び交通対策第二係を置く。

(課長補佐等)

第6条 対策室に、課長補佐、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

附 則

この訓令は、令和6年3月25日から施行する。

